

超重要です!

外火と内火も。

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22073	用語の定義	耐火性能	建築基準法においては、火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する火災」等を想定した規定が設けられている。	「令107条」に「耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)が規定されており、「①条件」、「②条件」については「通常の火災」を、「③条件」については「屋内において発生する通常の火災」を想定した規定が設けられている(「準耐火性能」(令107条の2)も同じ)。また、「令108条」に「防火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)が規定されており、いずれも「建築物の周囲において発生する火災」を想定した規定が設けられている。問題文は正しい。	○
17011	用語の定義	耐火性能	「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	「法2条第七号」に「耐火構造」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。	○
17012	用語の定義	準耐火性能	「準耐火性能」とは、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	「法2条第七号の二」に「準耐火構造」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「準耐火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。	○
21063	用語の定義	耐火性能	火災により建築物が倒壊するという被害を抑止するために、建築基準法において、建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能を求めている。	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「①非損傷性」についての記述であるため、「令107条第一号」をチェックすると、「建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能」であることがわかる。(この問題は、コード「19021」の類似問題です。)	○
25064	用語の定義	耐火性能、準耐火性能	耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「法2条第七号」より、「耐火構造の耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能(加熱終了後も倒壊を防止)」とわかる。一方、「法2条第七号の二」より、「準耐火構造の準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とわかる。問題文の「準耐火構造」については「加熱終了後」当該性能は求められていない。よって誤り。 ※問題文と条文の一致を正確に3式試験ではない。	×
20025	用語の定義	準耐火性能	屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐火構造及び準耐火構造の耐力壁である外壁は、いずれも同じ時間、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。 ① どんな火災? ② どの部分? ③ どんな性能?	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「③遮炎性」についての記述であるため、「令107条三号」「令107条の2三号」をそれぞれチェックすると、耐力壁である外壁において、「耐火性能では1時間」「準耐火性能では45分」の「遮炎性」が要求されるとわかる。問題文には「いずれも同じ時間」とあるため、誤り。 ※「1時間と同じ時間」=NG 「45分と同じ時間」=OK	×
19024	用語の定義	準耐火性能	「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。	「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」「③遮炎性」とは「建物内部で火災が起きた際、建物の外に火炎をださないこと。」をいう。問題文は「遮炎性」についての記述であるため、「三号」をチェックすると、そのカッコ書きより、「屋根の準耐火性能としては、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが必要。」とわかる。問題文は誤り。	×
03094	用語の定義	準耐火構造	主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角を、1/150以内となるようにした。	「令109条の2の2」に「主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角」の解説が載っており、そこを訳すと「法第2条第九号の三イに該当する建築物(通称:イ準耐)の地上部分の層間変形角は、1/150以内でなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「20024」の類似問題です。)	○

内火

外火

意味が違う

30時間耐えれば倒壊やむなし

火災終了後は残る

文字どおりではない

建築常識としてとらえる

採点3NG

内火=OK  
外壁=OK  
性能=NG

外火=NG  
屋根=OK  
性能=NG

20X

構造の話ではない

ボードが割れて、そこに火災が起きた時、本来の性能がない

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28083	用語の定義	防火性能	防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。  ① どんな火災? ② どの部分? ③ どんな性能?	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており、そこに「①非損傷性」(一号)、「②遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、軒裏の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災」による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。(この問題は、コード「16054」の類似問題です。)	○
23064	用語の定義	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており、そこに「①非損傷性」(一号)、「②遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文には、「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが、防火性能は、「屋内の火災」を対象としていない。  数字に3分よりフォーカスしない。そこは材料科が勝負。	×
01011	用語の定義	準防火性能	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。	「法23条」に「外壁」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。」とわかる。(この問題は、コード「27013」の類似問題です。)  22条区域の外壁「準防火構造(準防火性能)」は、ここだけ。	○
25063	用語の定義	防火性能	防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「令108条第一号」より、「耐力壁である外壁(防火性能)には、建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。」とわかる。また、「法23条」、「令109条の9」より、耐力壁である外壁(準防火性能)にも同様に、加熱開始後20分間、所定の性能が要求される。よって問題文は正しい。(この問題は、コード「23064」の類似問題です。)  「これで行くのは定められた時間」=OK、「10分はOK」=NG。	○
19025	用語の定義	防火設備	「通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること」は、防火設備の「遮炎性能」に関する技術的基準である。	「法2条第九号の二」に「令109条の2」より、「遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないよう防火設備(開口部)に必要とされる性能」とわかる。  外火、内火の図	○
30013	用語の定義	防火設備	「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。	「法2条第九号の二」に「令109条の2」より、「遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないよう防火設備(開口部)に必要とされる性能」とわかる。問題文は「外壁に必要とされる性能」とあるため誤り。  「とは限らない。防火区画なら内←内」	×
23063	用語の定義	防火設備	耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。	「耐火・準耐火建築物において、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備」に関しては「法2条第九号の二」に規定されており、その「遮炎性能」については、「令109条の2」に載っている。それらを訳すと「耐火・準耐火建築物として、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。  これはさう言ひ直し。	○
03091	用語の定義	防火設備	屋内に設ける避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない性能を有する防火戸や所定の構造であるものを設けた。	「令123条1項第六号」より、「屋内に設ける避難階段の階段に通ずる出入口には、法2条第九号の二の防火設備を設ける。」とわかる。また「令109条の2」に、防火設備の「遮炎性能」の基準について載っており、「法2条第九号の二の防火設備には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。問題文は「10分間」とあるため誤り。(この問題は、コード「27094」の類似問題です。)  乗勝のしず...	×

(た完成区画に10分×防火設備が23条)  
この小キボも用途限定。  
その語句の問題文に書けない。  
= 火災者は何を聞いたらいいか。

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01091	用語の定義	準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。	「令1条第五号」、「令108条の2」より、「準不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない性能が要求される。」とわかる。問題文には「避難上有害な煙又はガスを発生しないもの」とあるが、この性能は、外部の仕上げに用いる場合は要求されないため誤り。(この問題は、コード「24093」の類似問題です。)  <i>外部の仕上げ = 一号、二号 (三号不要)</i>	×
03064	用語の定義	不燃材料	不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。(この問題は、コード「16053」「19023」「23062」「28082」の類似問題です。)  <i>準不燃 一号、二号 (三号不要)</i> <i>不燃 一</i>	○
20073	用語の定義	不燃材料	不燃性能は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後所定の時間、燃焼しないことや防火上有害な変形等を生じないことだけでなく、建築物の外部の仕上げに用いるものを除き、避難上有害な煙又はガスを発生しないことが求められる。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、①燃焼しないものであること、②防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること、③避難上有害な煙又はガスを発生しないこと、が求められる。ただし、建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては①、②に限られる。問題文には「建築物の外部の仕上げに用いるものを除き」とあるため、③についても求められる。問題文は正しい。  <i>→</i>	○
25062	用語の定義	不燃材料、準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「法2条第九号」、「令108条の2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。また、「令1条第五号」、「令108条の2」より、準不燃材料にも同様に、加熱開始後10分間、所定の不燃性能が要求される。よって問題文は正しい。  <i>それぞれについて定められた時間 = OK.</i>	○
20072	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物の要件としては、「主要構造部に関する基準」及び「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に関する基準」に適合することが求められている。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「耐火建築物」=「主要構造部を耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。	○
22014	用語の定義	耐火建築物	構造耐力上主要な部分を耐火構造とした建築物は、「耐火建築物」である。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「耐火建築物」=「主要構造部を耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。「主要構造部を耐火構造」としただけでは耐火建築物とみなされないため誤り。  <i>「構造耐力上...」関係なし!</i>	×
02013	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。」とわかる。問題文は「建築物の周囲において発生する通常の火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「18015」「27011」の類似問題です。)	×
23072	用語の定義	準耐火建築物	準耐火建築物としなければならない建築物で、所定の基準に適合するものは、その主要構造部を不燃材料で造ることができる。	「法2条第九号の三」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、所定の基準に適合するものは、その主要構造部を不燃材料で造ることができる。」とわかる。	○
26062	用語の定義	準耐火建築物	準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上2階建ての事務所について、その主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造とする準耐火建築物とした。	「法2条第九号の三」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造(イ準耐)としなくても、主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造(不燃口準耐)とすることができる。」とわかる。  <i>不燃口準耐</i>	○
29091	用語の定義	準耐火建築物	主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。	「法2条第九号の三」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造(イ準耐)としなくても、主要構造部である柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するもの(不燃口準耐)とすることができる。」とわかる。  <i>イ準耐ではないでOK.</i>	○

定番

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

国交省資料、石見認

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29063	耐火性能検査法・防火区画検査法	耐火性能検査法	耐火性能検査法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等確かめる方法である。	「令108条の3第一号」より、「耐火性能検査法は、「屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」、「周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること」等確かめる方法」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「25091」の類似問題です。)	○
23103	耐火性能検査法・防火区画検査法	主要構造部	主要構造部の性能について耐火性能検査法により確かめられた場合であっても、延べ面積2,000㎡、地上4階建ての映画館の4階の主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。	「別表1」より「映画館」は、(イ)欄(一)項に該当する特殊建築物であり、(ロ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より所定の準耐火構造や耐火構造等に適合しなければならない。問題文は「耐火性能検査法により確かめられた場合」とあるため、柱(主要構造部)を耐火構造としなくとも、主要構造部の基準に適合しているものとみなされる。(この問題は、コード「14051」「15071」の類似問題です。) <b>おなじみ適用</b>	×
23104	耐火性能検査法・防火区画検査法	防火区画検査法	主要構造部の性能について耐火性能検査法により確かめられたものであり、かつ、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検査法により所定の性能を有することが確かめられたものである建築物に対する防火区画等関係規定の適用については、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。	「令108条の3第4項」より、そこを訳すと「主要構造部が、①「令108条の3第1項第一号(耐火性能検査法)」により確かめられた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検査法により(開口部設備の火災時における遮炎に関する性能を有することが)確かめられたものであるものに限る。)、②「令108条の3第1項第二号(大臣の認定)」を受けた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、大臣認定を受けたものであるものに限る。)」は、「防火区画等関係規定」の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造を耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなすことができる。」とわかる。ゆえに、問題文の場合は、①に該当するため、正しい。(この問題は、コード「16055」の類似問題です。) <b>おなじみ適用。</b>	○
03061	耐火性能検査法・防火区画検査法	防火区画検査法	防火区画検査法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火災を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。	「令108条の3第5項」より、「防火区画検査法とは、開口部に設けられる防火設備(開口部設備という。)の屋内において発生が予測される火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。」とわかる。問題文には「屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「25092」「29064」の類似問題です。) <b>出題の仕方もこのように学ぶ</b>	×
22101	別表1	特殊建築物	特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関して、各階に就寝する機能を有するホテルと病院は、同一の要件が適用される。	「別表1」より「ホテル」と「病院」は、共に(イ)欄(二)項用途であり、「法27条1項」に規定する耐火建築物等としなければならない特殊建築物」とわかる。よって、問題文の「ホテル」と「病院」は、同一の要件が適用される。	○
02271	別表1	旅館	延べ面積150㎡、高さ15m、地上3階建ての「一戸建ての住宅(耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物)」を「旅館」に用途変更しようとする場合、有効かつ速やかに火災の発生を感知して報知できるものとする技術的基準に従って警報設備を設置すれば、主要構造部を耐火構造とする必要はない。	「別表1」より「旅館」は、(イ)欄(二)項用途とわかる。「法27条」に「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」について載っており、その「第一号」より、(イ)欄(二)項用途の建築物の場合、階数が3で延べ面積が200㎡未満のものうち、政令(令110条の4)で定める用途で、政令(令110条の5)で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものは適用除外となる。」とわかる。問題文の建築物は、「令110条の4」「令110条の5」いずれにも該当するため、主要構造部を耐火構造とする必要はない。 <b>適用除外(1014改正)</b>	○
28074	別表1	木三共 木三学	防火地域及び準防火地域以外の区域内において、延べ面積2,500㎡、地上3階建ての学校を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。	「別表1」より「学校」は、(イ)欄(三)項に該当する特殊建築物であり、(ロ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第一第四号」より、地上3階建ての学校の主要構造部は、耐火構造等だけでなく、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(これを通称「木三学(木造三階建て学校の略)」と呼ぶ)。よって、「令110条第二号」の基準に適合する耐火建築物以外の建築物とすることができる。	×
25181	別表1	自動車修理工場	延べ面積200㎡、平屋建ての自動車修理工場を準防火地域内に新築する場合は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。	「別表1」より「自動車修理工場」は(イ)欄(六)項特建であり、「法27条2項第一号」より、(ロ)欄条件には該当せず、(ハ)欄条件はない。ゆえに耐火義務は生じないとわかる。次に「法27条3項第一号」より、(ニ)欄条件をチェックすると「床面積150㎡以上」に該当するため、問題文の「自動車修理工場」は、耐火建築物又は所定の準耐火建築物としなければならない。 <b>「倉庫」と「自動車車庫」は別件。</b>	×